東京都行政書士会北支部広報

あすか

第５０号
２０２３年6月5日発行
発行人　山　賀　良　彦
編集人　吉　村　信　一
北区赤羽西１－５－１－６０６
電話　０３－５９６３－７４３７
FAX　０３－５９６３－７４３０

特集!! あすか創刊５０号記念　特別インタビュー

平成元年（１９８９年）５月に創刊した支部広報誌「あすか」が今号で創刊５０号を迎えることとなりました。これを記念して、島岡清美元支部長、常住豊元支部長、山賀良彦新支部長にお集まりいただき、北支部の歩みを振り返る特別インタビューを実施しました。（取材日：令和５年５月６日）

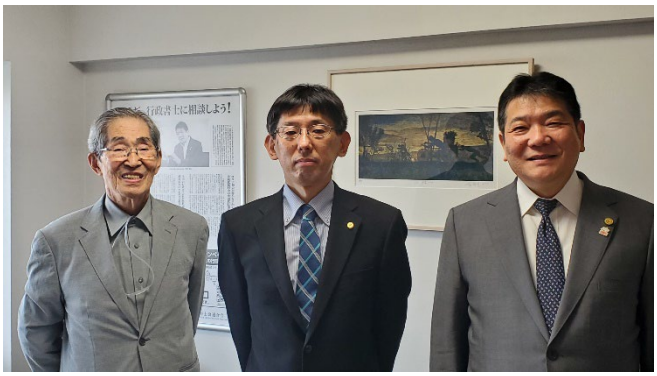

島岡元支部長　　山賀支部長　　常住元支部長

広報部（以下「広報」）：本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。あすかの創刊は今から３４年前になりますが、当時の支部長は島岡先生でした。創刊の経緯について教えていただけますでしょうか。

島岡元支部長（以下「島岡」）：私自身がその当時の日行連（日本行政書士会連合会）の広報部員だったんです。そこで広報誌を作っていて、広報にも興味があったものですから、どうせなら我が支部でもということで、支部の皆さんに相談して。当時の石垣正剛広報部長なんかも応援してくれて、なんとか始まった感じです。

広報：創刊号の記事を見ると、文京・台東・北の三支部合同研修会や赤羽駅前の街頭無料相談会など、今も続いている行事について報告が掲載されています。これだけ歴史のある行事だったのかと驚きました。

島岡：東京会からは、各支部合同で研修会をやると補助金が出たんです。たまたま、支部長会のときに文京、台東の支部長なんかが席次が近かったもので、いろいろ話をしているうちに、「じゃあ三支部合同でやろうよ」ってのがきっかけで、そこから結構続いてきましたね。

常住元支部長（以下「常住」）：私が入会した頃も三支部のお付合いがあって。それに倣って最近、いくつかの支部で合同の研修会をやってるけど、この三支部が一番古いんじゃないですかね。

広報：第３号（平成１０年６月１日発行）では宿泊研修兼懇親会の開催報告がありますが、支部でこういった行事をしていたのも驚きです。（※第３号当時は前田浩利支部長）

常住：当時は２年に一度、宿泊研修をやっていたんですよね。島岡先生がもう一度支部長に登板された頃も含めてしばらくやっていました。私も何度か参加しました。ただ、段々と参加される方が少なくなっていったんですよね。

広報：第４号（平成１１年７月１５日号）では常住先生が「建設業会計の基礎について」というテーマで研修講師をされた記事も掲載されています。開業から４、５年くらいの時期かと思いますが、当時の支部活動への参加状況はどうたったのでしょうか。

常住：当時は専門学校や大学で簿記会計の講師をしていたし、建設業をベースに事務所の基盤を築いていたのもあって、どなたかに講師をやれと言われたのがきっかけだったと思います。この研修講師というのもあくまでも単発で、支部活動については全然何もやってなかったですね。ただ、支部総会に顔を出したときに先輩たちが手伝いをしているのに、若い自分が何も手伝わないのは居心地が悪いから、「何かできることはお手伝いしますよ」と言ったのがきっかけで。「じゃあ常住君、簿記の知識があるんだから経理会計係をやってよ」と言われて、「いいですよ、帳簿つければいいんですね」くらいの調子で引き受けたのが運のツキで。会計の手伝いのはずが今度は経理部長をやれと言われて。

広報：平成１５年に島岡先生が支部長に再登板された後の第９号（平成１７年１月発行）では、北区役所での無料相談会が初開催されることが報告されています。今では隔月で開催されている恒例行事ではありますが、第１回目の開催に至るまではどういった道のりだったのでしょうか。

島岡：当時、広報担当の副支部長だった須藤金一郎先生が、北区役所の広報課に日参して「場所を貸してくれ」と交渉してくれて。最初は区のほうも「場所がない」ということだったけど、第一庁舎のロビーに目を付けて。須藤さんが粘り強く交渉してくれたおかげですね。

（次ページに続く）

広報：第１４号（平成１９年８月１５日発行）では、常住支部長誕生が報告されています。

常住：就任の経緯については記事にできないエピソードがたくさんありますが（笑）島岡支部長の頃、私が若手で唯一の副支部長だったんですが毎月の役員会の後に若手を集めて業務研修会をやったり、相談会に若手の人をどんどん参加させたり。うちの事務所の電話回線のひとつを支部相談センターの専用回線にして、北区が各戸に配布している「暮らしの便利帳」に掲載したりとか、市民への相談業務を増やしていた時代でもありますけど、その中で生まれた依頼については、私が若手の先生とペアになって手取り足取り仕事を教えてあげたり。そうやって、支部活動に参加する若手もどんどん引っ張ってきた感じですね。

広報：この頃の記事で「事業と暮らしの相談会」（※複数士業者による合同相談会）も始まったことが紹介されています。

常住：私が税理士登録したのが平成１５年なんですが、池畑福榮先生（元北支部監事）も税理士との兼業の先生で、よく飲みに連れて行ってもらったり、たくさんお話をさせてもらいました。その中で「常住君は行政書士と税理士の資格を両方取ったんだから、サムライ業が連携して市民のためにしっかり働くための、橋渡しの役割をやりなさい。自分の時代にはそれができる環境じゃなかったけど、君がそれをやれるようにしなさい。」ということを説かれました。ですから、自分もそういう考えがあったところに東京パブリック法律事務所（※東京弁護士会の公設事務所）が池袋にできて、弁護士会が音頭を取って合同相談会を始めるという話が出てきたのでやりやすかったのはあります。私が「他士業者との共生」と言っている原型は、池畑先生のご指導にありますね。

広報：山賀先生は常住支部長誕生の時期に入会かと思いますが、新人として、当時の北支部の雰囲気はどのように感じられていましたか。

山賀支部長（以下「山賀」）：過去の話（オフレコのエピソード）を聞いてびっくりするくらい（笑）みんなアットホームで仲の良い会だと思いました。先輩もすごく良くしてくれました。

広報：第１５号（平成２０年３月１日発行）では「成年後見センター北」発足が紹介されています。

常住：溝口庸一副支部長（当時）が成年後見とか権利擁護について非常に意識の高い人で、北支部でもそれをやりましょうということで立ち上げて。介護機関や医療機関やいろいろな人と連携しながら、高齢者支援を進めましょうということをやりました。支部の相談事業として、もともと無料相談会があって、続いて、高齢者の多い地域でもあるので成年後見をやろうとなって、次は、次代を担う子供たちのために、と始めたのが法教育でした。

広報：第２１号（平成２３年３月１０日発行）では法教育出前授業の開催報告が掲載されています。今では全国で行われている行政書士による法教育も北支部がその先駆けとのことですが、当時どういった経緯で開催がきまったのでしょうか。

常住：私も大学や専門学校で講師をやっていたので、もともと教育には一定の関心があったんだけど、特にあの時は学校が週休２日になるという話があって。そしたら、土曜日とかを活かして行政書士が何か提供できないかって漠然としたイメージがありました。だから、成年後見の次は子供たちへの支援となる活動をすべきじゃないかって当時の幹事会（※現理事会）で、「こういう活動をしていきたい」って皆さんに諮って。その頃にちょうど山賀さんが支部活動に出だしてきたんですよね。まだ入ってきて２、３年くらいの時期だから、山賀さんの実力もよく分かんないけど、なんかできるんじゃないかと思って（笑）、最悪できなかったら自分が責任取ってやればいいやくらいの感じで、「私と山賀さんに任せてくれって」幹事会で了解を取り付けて、実質２人で相談しながら始めたんですよね。

島岡：区役所で各政党に予算要望をしたときの１項目に法教育のことを入れたんですよ。それを見た公明党の稲垣浩区議が関心を持ってくれたんです。

常住：稲垣区議の娘さんが当時、西浮間小学校に通っていて、当時の木村校長のところに直談判をしてくれたらしいんですよ。教育関係は聖域ということで議員さんはあまり関わらないのに稲垣区議は一直線な方だから（笑）あれは稲垣区議とタイミングがあったんですよね。それで、稲垣区議に紹介してもらって木村校長にお会いして「自分たちの知見を子供たちへの教育に生かしたい」ということと「子どもたちが大人になるまで、地域にいる行政書士が伴走しながらさまざまな相談を受けたり支えたりしながら、継続的に長くお付合いできるような仕組みづくりをしていきたい。その第一歩として法教育をやっていきたい。」というような話をしたらご理解いただけた感じで。

広報：山賀先生が初代の法教育推進委員長ということですけど、当時のご苦労など教えていただけますか。

山賀：最初の授業で失敗したらもう次は声がかからないと思ったので大変でしたよ。弁護士会、司法書士会など他の士業のやっていた授業と重ならないようにということも調べて。図書館法というテーマに至るまでが大変だったけど、結果正解でした。本当に奇跡ですよ。でも、今やこの事業が１０年以上続いているから良かったですね。

常住：当時、うちの事務所で何回か打ち合わせをしましたけど、山賀先生がバッグに山のように資料を詰めて持ってきてね。「山賀先生、あなたどこか旅行でも行くの？」というくらい（笑）凄く頑張っていましたね。

（次ページに続く）

常住：授業を見た教育委員会の方にも評価していただいて、教員の方の相談を受ける事業も請け負うことになって。「教員のためのコミュニケーションスキルアップ講座」などの学校問題解決サポート事業にも繋がっていきました。

広報：この５０号からは山賀新支部長が誕生ということになりますが、意気込みをお聞かせください。

山賀：今日、支部の歴史を含めていろいろなお話を聞けて勉強になったので、こういったことを今後も続けられるように。２０年後、３０年後も笑って懐かしんでもらえるようにできるといいなと思っています。

広報：元支部長からも新支部長へのエールがありましたらお願いします。

常住：山賀さんは法教育を通して、生みの苦しみや大変さを経験しているから、それは支部長になっても活かせるんじゃないかと思います。北支部は伝統的に面倒見のいい先輩が多い支部でしたから、その伝統を生かしつつ、一人一人の会員を大切にしてあげて。地域で「行政書士がいてくれて本当に助かった」と言ってもらえるように山賀さんなりの経験とアイディアを活かしていろんな活動にチャレンジしてもらいたいと思います

（了）

あすかの最新号・バックナンバー（ＰＤＦファイル）を北支部ホームページからご覧いただけます。ぜひこの機会にバックナンバーもご覧くださいませ。　（広報部長　吉村信一）

QRコードから支部HPにアクセスできます→
URL：https://kitashibu.tokyo/asuka/

やまだ加奈子東京都北区長　就任のご挨拶

４月２３日の区長選挙で、多くの区民の皆様の温かいご支援をいただき、区政運営の重責を担わせていただくことになりました、やまだ加奈子です。どうぞよろしくお願いいたします。

山賀支部長様をはじめ東京都行政書士会北支部の皆様には、区民の困りごとの相談、法教育の出前授業や相続・遺言などに関する講座などの啓発事業、さらにはマイナンバーカードの申請サポート、区内中小企業者向けの新型コロナ支援制度電話相談など喫緊の取り組みにもご協力いただきました。区民の生活・暮らしを守るための区と協調した様々な取り組みは、大変心強いもので、その献身的なご尽力にあらためて深く感謝申し上げます。

私は公約として「みんなで創る。北区新時代」を掲げました。私はこれまでどおり皆様のもとに足を運び直接意見交換をさせていただき、「誰かひとりではなく、みんなが豊かになることができる北区」、そして、「住んで良かったと思えるあたたかな北区」を皆様とともに実現してまいります。

ぜひとも、皆様のお力添えとご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様の更なるご発展とご活躍を心よりご祈念申し上げ、就任のごあいさつとさせていただきます。

やまだ加奈子　東京都北区長　当選報告会に参加しました

令和５年４月２４日（月）に北とぴあで行われた、やまだ加奈子北区長の当選報告会に参加してまいりました。前日に投開票が行われた北区長選挙において、激戦を制し見事当選されたことを受けて急遽催されたものです。

「何事においても、スピード感をもって区政運営を行なっていきたい。」とのこと。

やまだ区長は、北区初の女性区長であり、子育て現役世代の区長です。市民目線をもった区長の誕生を歓迎するとともに、今後の活躍にご期待申し上げます。　（副支部長　山本惠美子）

支部総会開催報告

令和５年４月２１日（金）１８時３０分より、北とぴあ１６０１階会議室ににおいて東京都行政書士会北支部定時総会（以下「北支部総会」）東京行政書士政治連盟北支部定時大会（以下「政連大会」）を開催しました。

北支部総会では、まず、支部細則に則り、立候補により前田浩利会員が議長に選ばれ、議長より個人支部会員総数１５３名のうち９９名（委任状提出者６９名含む）の出席があり本総会は適法に成立したので開会する旨の宣言がなされました。

直ちに議事に入り、議事録署名人２名（小林まどか、西脇雄一両会員）の選任に続き、令和４年度事業報告（第１号議案）、令和４年度収支報告及び監査報告（第２号議案）、令和５年度事業計画（案）（第３号議案）、令和５年度予算（案）（第４号議案）について審議、可決承認されました。

また、任期満了に伴う支部長選任（第５号議案）について、支部細則に則り立候補者を募ったところ、山賀良彦会員が立候補し、山賀良彦会員を支部長に選任することにつき、審議、可決承認されました。

任期満了に伴う副支部長選任（第６号議案）については、支部細則に則り、山賀良彦次期支部長より、山本惠美子、關口勝生、石原丈路、立川悦史の４名が指名され、同４名を選任することにつき、審議、可決承認されました。

任期満了に伴う理事選任（第７号議案）については、支部細則に則り、山賀良彦次期支部長より、鈴木雄司、柳沢裕治、吉村信一、帆秋啓史、髙橋賢太、毛利公彦、松本啓明、西脇雄一の８名が指名され、同８名を選任することにつき、審議、可決承認されました。

任期満了に伴う監事選任（第８号議案）については、支部細則に則り立候補者を募ったところ、浦部隆義、雨谷幹彦の２名が立候補し、両名を選任することつき、審議、可決承認されました。

東京会総会代議員選出（第９号議案）については、島岡清美、浦部隆義、常住豊、徳山義行、溝口庸一、關口勝生、雨谷幹彦、山本惠美子、山賀良彦、吉村信一、石原丈路、柳沢裕治、帆秋啓史立川悦史、西脇雄一の１５名が代議員として選出されました。

政連大会では、まず、支部細則に則り、立候補により前田浩利会員が議長に選ばれ、議長より個人支部会員総数１２２名のうち８１名（委任状提出者５５名含む）の出席があり本大会は適法に成立したので開会する旨の宣言がなされました。

直ちに議事に入り、議事録署名人２名（小林まどか、西脇雄一両会員）の選任に続き、令和４年度活動報告（第１号議案）、令和４年度収支報告及び監査報告（第２号議案）、令和５年度活動方針（案）（第３号議案）について審議ののち可決承認されました。

また、任期満了に伴う支部長選任（第４号議案）について、立候補者を募ったところ、徳山義行会員が立候補し、徳山義行会員を支部長に選任することにつき、審議、可決承認されました。

任期満了に伴う副支部長選任（第５号議案）については、徳山義行次期支部長より、山賀良彦、山本惠美子、關口勝生、石原丈路、立川悦史の５名が指名され、同５名選任することにつき、審議、可決承認されました。

任期満了に伴う監事選任（第６号議案）については、立候補者を募ったところ、浦部隆義、雨谷幹彦の２名が立候補し、両名を選任することつき、審議、可決承認されました。

東政連大会代議員選出（第７号議案）については、島岡清美、浦部隆義、常住豊、徳山義行、溝口庸一、關口勝生、雨谷幹彦、山本惠美子、山賀良彦、石原丈路、柳沢裕治、立川悦史の１２名が代議員として選出されました。

（広報部長　吉村信一）

山賀良彦新支部長

支部長を退任する雨谷幹彦会員、監事を退任する小山弘子会員に花束を贈呈しました

新支部長・副支部長紹介

支部長
山賀 良彦

副支部長
山本 惠美子

副支部長
關口 勝生

副支部長
石原 丈路

副支部長
立川 悦史

令和５年４月２１日の支部総会において支部長に就任しました山賀良彦（やまが よしひこ）です。

東京都行政書士会北支部は、北区に事務所を有する行政書士からなる団体で、現在所属する行政書士は１５０名を超えています。

支部では、区役所や区内のふれあい館等において、無料相談会を長年継続して行い、遺言、相続、遺産分割協議書など皆様の身近な法務相談に応えています。

また、昨年度までは、北区と連携して新型コロナウイルスの影響を受けた事業者に対する給付金、支援金補助金に関する相談、その申請の支援、また、総務省から委託を受け、北区と連携してマイナンバーカードの代理申請に関する支援を行うなど、スマートフォンやパソコンを利用しての申請の支援を積極的に行ってまいりました。

今後、デジタル化の進展、マイナンバーカードの普及、ＡＩを含む新たな技術の発展等により、市民生活における法的な環境の変化がもたらされることが予想されています。

そのような状況を踏まえ、東京都行政書士会北支部では、今年度も引き続き、区民の皆様へ、無料相談会等を通じて、事業、暮らしの法情報支援を行ってまいります。今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

～・～・～・

「北支部マイナンバーカード代理申請手続事業」実施報告

日本行政書士会連合会が総務省から委託を受け、国民に対するマイナンバーカード発行手続の申請サポートを行政書士が行う、という事業が令和４年４月より開始しました。一人ひとりの行政書士において個別に対応されていた会員もいらっしゃいましたが、東京都行政書士会北支部としてもこの事業について支部として何かできないかと考え、北区に対し提案書を作成し、担当者と協議を重ねてまいりました。その結果、令和４年１０月より体制が整い、北区役所第２庁舎４階ロビーのスペースを北区からお借りするという形で、北支部のマイナンバーカード代理申請手続事業が開始いたしました。

開始にあたり、日本行政書士会連合会の所定の研修を受け相談員として認定された会員から手続実施者を募り、また説明会、勉強会等を通じて北支部としての手続きに対するスタンス等を調整して、２０名以上の会員にご参加いただくことができました。

サポートの内容としては、マイナンバーカードを作りたいという区民を対象に、会場にお越しになった方の申請手続きを行政書士が個人で所有する端末から代理人として行う、その際にその場で写真撮影を行う、というのが中心の業務となります。しかしながら、どうしても紙で申請したい（行政書士の代理申請ではなく本人申請となる）という方や、申請は自分でするのでやり方だけ教えてほしい、というような方もいらっしゃるため、参加した会員はボランティアでそれらの対応をさせていただきました。また、会場の設営もメンバーの手作りで、写真撮影のための背景を設けたり、撮影時に使用する手鏡などを用意したりしました。

参加した会員の献身的な対応が、行政や区民の皆さまの信頼を得ることに繋がり、行政が主催する区民センター等での出張相談会や町会自治会が主催する会合での出張申請、個別に区民の方のご自宅に伺って行う出張申請などのご依頼もいただくようになりました。日によって申請数の増減は有りましたが、令和５年２月末のマイナポイントが得られるための申請期限の際には、非常に多くの区民の方が来訪されました。

令和５年３月末で本事業は終了となりましたが、結果として３，７００件を超える代理申請を実施することができました。紙申請支援、相談対応も合わせると、４，１００件以上となります。１つの自治体での行政書士のサポート件数としては全国でもトップクラスであるとの評価もいただきました。実際に申請をした区民の方や北区の担当者からも感謝の言葉をいただき、本事業を通じて、行政書士がお手伝いできる場面は行政手続きの中でまだまだたくさんあるという実感を得ることができました。個人としての行政書士だけではなく、支部としてお手伝いできる場面を事業化し、行政区民とともに三方良しの関係を築いていければと願っています。

（北支部　光永謙太郎）

～・～・～・

令和４年度法教育出前授業　実施報告

本年度の法教育出前授業も無事に全日程を終えることができました。

本年度も、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、積極的な広報活動は控え、過去に実施例のある学校に対しお声がけをさせていただき実施の希望をお伺いし、感染防止対策にも極力配慮した形での実施となりました。

このような中にあって、実施に至った５校（４校５学年）の授業内容は、それぞれの学校・教員の皆様の希望を反映したバラエティに富んだものとなりました。

北支部の法教育出前授業は１０年を超える実績があり、定番化された出前授業もいくつかあります。本年度の出前授業は、それらの定番化された出前授業を基本に置きながらも、講師一人ひとりが学校・教員の目指す方向性を感じ取り、児童・生徒の発達段階を意識した、非常に完成度の高い出前授業になっていたとあらためて強く感じました。

例年思うことですが、教員をはじめとする学校関係者の皆さんの熱意をベースにしつつ、それに勝るとも劣らない講師の周到な準備とやりとげようとする責任感と情熱が北支部の法教育の根底には常にあり、これこそが北支部が行う法教育出前授業を息の長いものとしている原動力であろうと思います。

校長先生をはじめとする学校関係者の皆様のご協力、講師・グループリーダー・連絡調整担当の支部法教育推進委員会の面々、そのほか北支部の法教育出前授業実施にご理解とご協力をいただいたすべての皆様にあらためて感謝申し上げます

今後とも北支部の法教育出前授業の実施にご理解ご協力を賜れますようお願い申し上げます。

（副支部長　山本惠美子）

令和４年度法教育実施概要

実施日	学校・学年	講師	授業内容
令和５年 1月１３日	桐ヶ丘郷小学校 ６年生	帆秋啓史 (北支部)	もめごとが起きたときの問題解決について考える
令和５年 1月２１日	なでしこ小学校 ６年生	吉村信一 (北支部)	区議会議員になって公園を作ってみよう
令和５年 1月３１日	桐ヶ丘郷小学校 ４年生	窪田信男 (大田支部)	身近な交通ルールから「きまり」の意味を考える
令和５年 2月２日	西浮間小学校 ４年生	吉村信一 (北支部)	公園をテーマに「きまり」の意味を考える
令和５年 3月１４日	神谷中学校 ３年生	髙橋賢大 (北支部)	契約の基礎知識、消費者教育

～･～･～･ ～･～･～･ ～･～･～･ ～･～･～･ ～･～･～･ ～･～･～･ ～･～･～･ ～･～･～･ ～･～･～

社会生活の中でもめごとが起きたとき
～問題解決について考えよう～（桐ヶ丘郷小６年）

令和５年１月１３日（金）、北区立桐ヶ丘郷小学校において、６年生２クラスを対象に社会生活の中でもめごとが起きたとき～問題解決について考えよう～をテーマに法教育出前授業の講師を務めさせて頂きました。

児童は４年生の時にも法教育を受けており、その際にはルール（きまり）はなぜあるのか、日常生活の中からルールの存在に気づき、理解して行動する気持ちを育てることを目的として授業を行いました。

６年生ではそこから更に進んで、社会の中でもめごとが起きた場合の問題解決をテーマにより良い解決を導くために自分の頭で考えることの大切さを知り、様々な角度から物事を見ることの重要性について考えてもらう授業を行いました。

児童には、掃除時間に起きたもめごと（そうじをさぼっていたと主張する児童とさぼってはいないと主張する児童の対立）について考えてもらいました。

授業では、どちらの主張が正しいのか判断することをゴールとはせず、互いの主張の対立がなぜ起きたのかを考えてもらうことに重きを置きました。

当事者の話を聞き、本当にさぼったと言えるのか、さぼったと言われた側の行動には事情や理由があるのではないか。また、さぼったと言った側にも立場や状況によって、なぜさぼったと感じたのかを児童に考えてもらいました。

そこから、第三者の意見も踏まえ、当事者双方、第三者の児童達、それぞれの見方によって、物事の捉え方が変わることがあるということを考えてもらいました。　（次ページに続く）

まとめに「もめごとを解決するためにはそれぞれの意見、相手の意見をしっかりと聴くことが大事であり、同じくらい自分の意見も大事、だから自分と相手、どちらの意見も大切にしよう」という思いを児童へ伝えました。

児童の感想文には「その人の理由や立場、関係性によって意見や結論が変わることが分かりました。」「友達とけんかをしたことがあり、その時はどちらもイライラして終わったけど、きちんと相手の意見を聞いていればよかった。」「いろいろな意見を言い、話し合い、考えることは難しかった。」などの感想があり、多くの児童へ授業で伝えたかったことは伝わったのではないかと感じました。短い時間の中で講師一人では児童へ上手く伝えられない部分もありましたが、グループリーダーとして児童達の話合いに参加頂いた先生方のお力の大きさを実感しました。

児童の皆さんには授業で学んだことをこれからの生活にも活かしてもらいたいと願っておりますが、私自身も普段の業務で相手の話を聴くことの大切さを改めて感じました。

今後も児童・生徒に法を身近に感じ、活かしてもらえるような授業を実践していきたいと考えております。

（法教育推進委員会副委員長　帆秋啓史）

区議会議員になって公園を作ってみよう！（なでしこ小６年）

令和５年１月２１日（土）北区立なでしこ小学校において、６年生２クラスを対象に法教育出前授業を実施致しました。

北支部で実施する小学生向けの出前授業では、学校、図書館、公園など児童の身近にある場所や環境を題材に、ルール（きまり）の意味・目的を考える授業を多く実施しておりますが、なでしこ小学校においては、６年生が公民の授業において三権分立について学んだり、国会見学をしたりする年次でもあることから、「議会や予算といったテーマを絡めた授業を実施してほしい」という担任の先生方のリクエストを取り入れた授業を、ここ３年度継続して実施しております。

授業の導入で、国会、都議会、区議会などの議会の構成や、法律・条例などを制定すること、予算（税金の使いみち）を考えていく役割があることなど、６年生の授業で学習した内容の振り返りをしたのち、「区議会議員になって公園を作ってみよう！」というグループワークのテーマ発表を行います。

グループワークでは、児童一人一人を北区議会議員、グループ班を一つの議会とみなし、なでしこ小学校の近くに新設されることとなった「北区立なでしこ公園」の設置計画（公園に設置する遊具・設備等）を議論しながら考えていきます。設置計画の策定にあたっては、①地域住民から寄せられた「どんな公園をつくってほしいか」というアンケートの内容を踏まえること、②設置する遊具・設備は予算内（４，０００万円以内）に収めること、というルールが課されています。各班（各議会）には白紙の公園設置計画図と遊具・設備等のアイコン（それぞれの購入単価が記載されたもの）を配布し、それを配置していくことで公園のビジュアルイメージが出来上がっていくというゲーム性を持たせ、楽しみながら授業に参加できるよう工夫をしました。また、「小学生はボール遊びのできる広場を求めているが、フェンス付きのボール遊び広場は設置予算が高額のため、他の設備設置に回せる予算が少なくなる」など、限られた予算の中で、地域住民から寄せられる多様な希望をどのように取捨選択していくか？という活発な議論を生むための工夫をしました。

完成した各班（各議会）の公園設置計画図はタブレットで撮影したものをスクリーンに投影し、どのような議論をしながら計画を策定したかを発表してもらいます。　（次ページに続く）

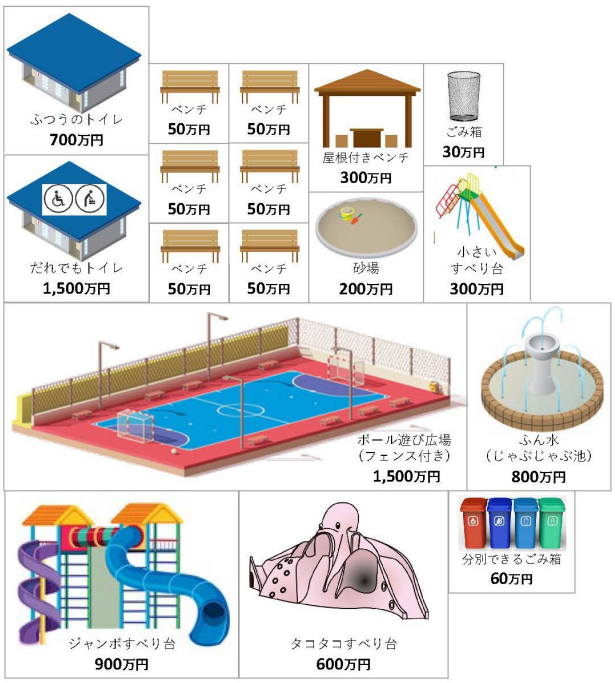

授業のまとめでは、なでしこ小学校（旧第二岩淵小学校）卒業生でもある花見たかし北区議会議員にご登壇いただき、実際に区議会で公園の設置計画を議論する際も、児童たちのグループワークと同様、地域住民からのヒアリング等のプロセスを経ながら行っていること、なでしこ小学校の近くにある公園の整備では、実際には１億円以上の予算がかけられていることなどを解説していただきました。１億円という金額に驚きの声を上げる児童も多く、授業後に記入してもらった感想文では「予算のやりくりや様々な年代からの要望に応えるのが難しかったけど楽しかった」「公園の遊具や設備には多額の税金（みんなのお金）がかけられているので、大切に使わなければいけないと思った」などの声が寄せられ、授業を通じて、多様な気づきや学びを提供できたのではないかと思います。

来年度以降も同じ内容での授業が継続できるように願っています。

（法教育推進委員会委員長　吉村信一）

身近な交通ルールからきまりの大切さを学ぶ（桐ヶ丘郷小４年)

令和５年１月３１日（火）、北区立桐ヶ丘郷小学校において、４年生３クラスを対象に法教育出前授業を行いました。

講師には行政書士ＡＤＲセンター東京の自転車事故分野の調停人候補であり運営委員をされている大田支部の窪田信男会員を迎え、児童に身近な自転車のルールを題材にした授業を行いました。

授業では「自転車に乗っていて危なく感じたこと」「歩いているときに危ないと感じた自転車運転」についてグループに分かれて話してもらい、そこからさらに、そんな時はどうしたらよかったのかについても考えてもらいました。児童には自身や家族、友人の体験談等を話し合うことにより普段乗っている自転車の危険性を再認識してもらいました。

その上で、自転車のルールを含めた交通ルールの意味を考え、守ることの大切さを確認し、そこから身の回りのルールも自分で考え理解して行動できる気持ちを育てることを意図しました。

授業のまとめでは講師からルール（決まり）とは何かをやってはいけないと禁止しているのではなく、ルールを守ることにより自分を守り、そして相手を守る【思いやり】の心から作られているのではないかとの考えを児童へ伝えました。児童の書いた感想文には【思いやり】という言葉が多く見られ、講師の思いが伝わったように感じました。

後日、今回初めて授業を聞いて頂いたクラス担任の先生に感想を伺ったところ、講師とは別に行政書士が各班にグループリーダーとして話し合いに参加するなど、ここまで手厚い授業をしていただけるとは思わず、児童にとって貴重な経験になったのではないかと仰って頂きました。今後児童が６年生になった時の授業も楽しみとの感想も頂き、北支部の実践している地域に根ざした法教育の意義が認められた思いがしました。

今後も地域に根ざし、児童・生徒に身近で学校の環境を踏まえた内容の法教育を実践していきたいと考えています。

（法教育推進委員会副委員長　帆秋啓史）

公園をテーマに「きまり」の意味を考える（西浮間小４年）

令和５年２月２日（木）、北区立西浮間小学校において４年生３クラスを対象にした法教育出前授業を実施しました。

西浮間小学校の近くには都立浮間公園があり、また、公園は児童だけでなく、お年寄りから乳幼児まで幅広い年代が集う公共施設であることから西浮間小学校では例年、４年生向けに「公園のきまり」を切り口として、学校や公共の場、家庭など、身近にあるきまり（ルール）は、保護・達成したい目的があって作られていることや、きまりの目的を理解して行動することの大切さを学び、規範意識を醸成することを狙いとした授業を実施しています。特に「きまりの意図する目的を考える」というアプローチは行政書士が実務のなかで行う「法解釈」という作業を応用したもので、北支部が１０年来実施している法教育の研究のなかで培われてきた手法でもあります。

授業ではまず、浮間公園を利用する人の様子を納めたいくつかの写真パネルを例示し、「公園は幅広い年代が集う憩いの場である」という前提を理解してもらったうえで、グループワークにおいて、「誰もが気持ちよく楽しく浮間公園を利用できるように、どのようなきまりがあればよいか」を考え、発表してもらいました。

授業のまとめでは、児童らが考えた浮間公園のきまり（施設・遊具を譲り合って使う、動植物を大切にするなど）と、実際に浮間公園に掲示されている注意書きの看板（大人が考えたきまり）の内容を比較し、双方に多くの共通点があること、大人たちも公園を快適な場所にしようという目的からきまりを考えたから、同じような内容になったのではないか？ということを伝えました。

子どもの視点では、きまりは「大人から押し付けられているもの、窮屈なもの」といったイメージを持つこともあるかと思いますが、一度、「作る側」の視点からきまりを見てみることで、今後のきまりの見え方、捉え方を変えるきっかけが作れたのではないかと思います。今後も魅力的かつ有意義な授業の実施に向けて、研究を進めていきたいと思います。

（法教育推進委員会委員長　吉村信一）

～･～･～･ ～･～･～･ ～･～･～･ ～･～･～･ ～･～･～･ ～･～･～･ ～･～･～･ ～･～･～･ ～･～･～

契約の基礎と消費者教育（神谷中３年)

令和５年３月１４日（火）、北区立神谷中学校において法教育出前講座を実施しました。例年３月に神谷中学校にお伺いお邪魔し、卒業を控えた３年生を対象とした授業をしておりますが、今年も熱の入った時間となりました。

実は、神谷中学校様からは、この講座と併せて都立高校推薦入試対策のご依頼をいただいており本年１月にも推薦入試を受ける生徒向けの面接試験対策を実施させていただきました。その結果、難関と言われる推薦入試に数名の合格者を出すことができました。

そして生徒の皆さん全員の進路が決まってから出前授業の実施となりましたが、今年は行政書士の職業紹介も多めに時間を取りました。コロナ禍における各種補助金申請・相談やマイナンバーカードの申請代行等で行政書士が活躍したことにも触れ、生徒の皆さんからは、「行政書士の仕事のことを初めて聞けて良かった」との声をいただきました。

また、令和４年４月から改正民法が施行されたことで、生徒の皆さんは１８歳になったときから成年、すなわち大人の仲間入りをするため、「契約の基礎と成年について」と「消費者保護について」をテーマに授業を実施しました。生徒の皆さんは公民や家庭科で学んだことを基礎に、契約の成立・取消しの要件や、クーリングオフなどについて事例問題を交えながら実践的な知識を学びました。事例問題についてはグループごとで話し合い、答えの発表までしていただきました。活発な議論が行われ、どのグループも堂々と発現する姿にこれから中学を巣立っていく生徒の皆さんの頼もしさを感じました。

授業の終わりに、１８歳の成人を狙った商法やトラブルになりやすいビジネス形態などを説明し「うまい話には乗らないこと」と注意喚起を行いました。予防法務のスペシャリストである行政書士として、これから社会に出て行く世代の子どもたちが正しい法リテラシーを身につけ、トラブルを起こさない・巻き込まれないようにしていく、そのような法教育活動をこれからも実施していきたいと思います。

（法教育推進委員　髙橋賢太）

相続・遺言をテーマにした研修会を開催しました

令和５年２月２８日（火）、１８時３０分より東京都行政書士会板橋支部の齊藤志郎先生を講師にお招きし「相続・遺言」をテーマに研修会を開催致しました。今回の参加者は北支部会員１７名、他支部会員１３名の合計３０名でした。

前半の講義では、導入として後見業務と相続・遺言の親和性の観点から、後見業務にも馴染んでおくと良いのでヒルフェへの入会も是非検討されると良いというお話からスタートし、被相続人の死亡から具体的にどの様な流れを経て相続業務を進めるべきかを条文、判例、業務の具体例を交えてご説明いただきました。

特に、死亡以外に相続の発生する失踪宣告や、再代襲が準用されない場合、他の相続人のためにした相続放棄がその目的として適当でない場合など、普段、相続業務に携わっていてもうっかり見落としてしまいそうな論点を丁寧に拾い上げていただきました。また、「法定相続で遺産分割をすることは決して平等な分け方ではない。相続人達が話し合って法定相続分を調整しても良い。むしろそれが納得できる遺産分割につながる」という観点から、解決策のツールの一つですと前置きをいただいた上で、特別受益と寄与分についての計算知識を例題形式にてご提示いただき、時間内に参加者各自で考え、計算した結果の答え合わせをするなど、頭を活性化させられるものもあり、相続の研修として新鮮なものに感じました。

後半の遺言については、特に遺言執行の業務につき、遺言に旧法が適用される場合と新法が適用になる場合や、１０１３条をはじめとする改正となった民法と旧法の対比、権利承継の対抗要件や遺言執行者の権利義務、配偶者居住権や自筆遺言保管制度などの経過措置、最近の判例などにも触れてきただき、遺言執行者としての任務を円滑に遂行すべく注意点やポイントを丁寧にご説明いただきました。また、斎藤先生が実務で実際に使用された遺言検認の申立書例や遺言執行者就任承諾・任務開始の通知見本なども参考資料で添付いただき、これから相続・遺言業務を始めたい新人の先生方はもちろん、日ごろ相続・遺言業務に携わっている先生方にとっても実務に即した有意義な研修会となったかと思います。

私事はありますが、ちょうど２月２８日当日に公正証書遺言を作成し、遺言ではじめて遺言執行者に指定された私にとっては特に大変貴重な資料と講義になりました。　　（副支部長　立川悦史）

ようこそ北支部へ!!

令和５年１月から5月までに北支部に入会された新入・転入会員の皆さんをご紹介します。

氏　名	入会年月日	事務所名称	事務所所在地	電話番号
今井 賢次	R5.1.13 (武鷹支部より転入)	今井賢次行政書士事務所	赤羽南1-16-2-810	050-3709-6673
土野 直樹	R5.2.15	土野直樹行政書士事務所	浮間4-18-10 ﾊﾟｰｸﾎｰﾑｽﾞ浮間公園304	080-6747-6619
結城 亮	R5.3.1	UPWARD行政書士事務所	上十条3-28-1 ﾗﾝﾀﾞﾑﾀｽｸﾋﾞﾙ3階	090-4756-5906
中山 登志宏	R5.4.2	行政書士法人兆豊	浮間1-7-23 兆豊浮間ビル	03-6361-8988
有賀 利幸	R5.4.15	行政書士ｱﾘｶﾞ利幸法務事務所	滝野川1-62-6-603	080-3495-8940
楊 冬	R5.4.14 (墨田支部より転入)	星野国際行政書士事務所	浮間1-1-14 ﾘﾑｼﾞﾝﾋﾞﾙ403	03-5918-9948
木村 訓治	R5.4.14 (台東支部より転入)		豊島6-1-6	03-3911-7789

今井 賢次

１５年ぶりに北区に戻りました。北支部のお役に立てるよう努めてまいります。どうぞ宜しくお願い致します。

土野 直樹

建設業許可申請を業務のメインとしていきたい。

有賀 利幸

生まれは新潟県見附市ですが、人生５０年近くを北区で過ごし、紆余曲折あり開業する事が出来ました。皆様宜しくお願い致します。

東京都行政書士会北支部

無料相談会

北区の行政書士会主催だから安心!!

相談員は全て地元北区で働く行政書士です
行政書士会所定の研修を受けた専門相談員が
分かりやすく丁寧にお答えします

さまざまなご相談にご対応いたします!!

[よくあるご相談事例]

■ 相続に関すること　■ 遺言に関すること　■ 成年後見に関すること　■ 離婚・家族問題
■ 借地・借家など不動産に関すること　■ 外国人のビザや帰化に関すること　■ 近隣トラブル
■ 会社設立や営業許可申請など事業に関すること　■ 売買・賃貸借など契約に関すること

その他上記以外のことでもご相談可能です

区役所無料相談会

北区役所で定期的に行っている無料相談会です

日時 **偶数月(10月除く)の第一火曜日**
13：00～16：00

場所 **北区役所第1庁舎1階ロビー**
(王子本町1-15-22)

サテライト相談会

奇数月に区内各地で実施する特別相談会です

日時 **奇数月の第一火曜日**
13：00～16：00

場所 **北区内のふれあい館等**

※詳細は支部ホームページ、フェイスブックページのほか、北区ニュース等でお知らせいたします。

※新型コロナウイルス感染症に関する諸般の事情により、予告なく延期・中止となる場合があります。

- ご相談時間の目安はお一人様30分です。
- 相談会の日時は予告なく変更になる場合があります。
- ご予約なしでもご相談可能ですので、お気軽にご来場ください。
- 継続相談(2回目以降のご相談)または業務依頼をご希望の場合は有料となります。
- 継続相談、業務依頼をご希望の場合、相談センターにご連絡いただけますと、適任の行政書士をご紹介いたします。

ご予約・お問合せはこちらまで

東京都行政書士会北支部 相談センター
(電話受付時間:平日９時～１７時)

☎ 03-5963-7437

info@kitashibu.tokyo

QRコードよりお問い合わせ
フォームにアクセスできます

HP: http://kitashibu.tokyo/　facebook.com/kitashibu.tokyo/